

出生届を出さずに、戸籍も住民票もできた！

－それでも、住民票の職権記載を決断しなかった世田谷区長に失望と憤り－

田中 須美子

まず初めに、菅原さんご家族に、おめでとうをいいたと思います。出生届の提出なしに、戸籍が1月10日にでき住民票が21日にできたことは、二度の裁判を闘ってきたことの成果です。裁判を闘い続けることで、職権での住民票記載は違法ではないとの最高裁判決や職権での住民票作成を促した第2次訴訟での一審・二審判決を引き出し、それにより行政が動き、このような形で戸籍と住民票を作るに至ったのです。と同時に「子の利益を中心に考え、何らかの方法で住民票を作る」と定例記者会見で語っていた世田谷区長の存在があったからだと思います。

■ それでも、世田谷区長に「ありがとう、良く動いてくれました、感謝します」とは言えません。逆に何故『「戸籍の届けをしていない者がいる」との遺漏通知を本籍地に出して戸籍を作らせ、本籍地からの通知で住民票を記載する』ような方法をとったのか、何故戸籍なしに職権で住民票を作成する決断をしなかったのかと憤りを感じてしまうのです。出生届差別記載反対の窓口闘争が70年代から行われ、「出生届が不受理になっても、住民票を作るのは自治体として当然の責務」と住民票を作らせてきました。この運動が全国に広がる中で、旧自治省は住民票作成に関し不受理になったら住民票を作成してはならないと見解を変え、自治体への規制を強めました。2000年代に入って更に規制が強まり、住民票を作る市町村が減ってきました。このような中での菅原さんの裁判闘争でした。

■ 2007年2月足立区は、民法300日規定で前夫の子になるため出生届けが受理されない子どもについて、“人道上の配慮”から住民票を作成しました。この根拠は住民基本台帳施行令12条「市長村長は届出がないと知った時は、事実を確認して職権で住民票の記載をしなければならない」との規定でした。この決断は大きな影響を与えました。

このように戸籍がなくとも職権で住民票を作ることは、区長の決断次第でできたことなのです。しかも世田谷区の場合は最高裁判決や、第2次訴訟の一審二審の両判決での後押しがあり、より決断しやすかったはずですが、それを総務省からの圧力を心配してか、本籍地への遺漏通知の方法で戸籍を作らせ住民票を作るなどという、自らのすべき責任を放棄し悪しき方法をとったことは大きな問題です。

現在、出生届書を受理伺と称し騙し打ちにして預かり、子の氏を、届出人の母親の元の夫の氏で戸籍を作る（DVで離婚届が提出できず出生届未提出のため、届出人には戸籍がない）という事態が、ある自治体で進んでいます。

法務局との連携で行った今回の戸籍作成の影響ではないかと危惧しています。